

大阪府監査委員告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年4月28日

大阪府監査委員 大西 寛文
同 山本 浩二
同 岸本 佳浩
同 森田 秀朗
同 土井 達也

委員意見に対する措置

（検診車によるがん検診事業について）

監査対象機関名	公益財団法人大阪府保健医療財団	
監査実施年月日	委員 平成24年12月7日	事務局 平成24年11月5日及び同月6日
	監査の結果	措置の状況
	<p>財団法人大阪府保健医療財団の実施している検診車によるがん検診事業において、平成28年度までに検診車による稼働率を75%とすることを目標としているが、検診回数が減少傾向にあることから、より一層の経営努力が必要であり、計画どおりに進捗しているか継続的にモニタリングをすることが重要である。</p> <p>また、検診車のうち、コンピューター断層撮影装置搭載の大型車については、稼働率が低い水準にあるため、稼働率の状況や今後かかるであろう修繕費を考慮した収支計画を策定し、今後も事業を継続していくか検討されたい。</p>	<p>車検診事業については、継続的にモニタリングを実施しており、平成27年度の検診数は平成23年度に比べて約8%の増加となっている。</p> <p>コンピューター断層撮影装置搭載車については、大阪府の行政目的から無償で借入れ、環境省が行う石綿ばく露者の健康管理に係る検診業務を大阪府・市を經由して受託した業務に活用しているもので、大阪府の担当課と協議した結果、今後とも事業を継続することとした。</p>